

## 商品などの先物取引に関する注意喚起について

平成 27 年 5 月 19 日  
消費者庁消費者政策課

消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、「仕組みが複雑である、内容が分かりにくい、損失が生じた場合に高額になる、適正な価格が判断しづらいなどのリスクの高い取引（例えば商品などの先物取引）については、所管省庁の取組に加え、必要に応じ、消費者庁においても、国民生活センターと連携し、取引の際にはリスクについて十分な理解が必要であるなど、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。」とされたところである（別紙参照）。

今後、消費者庁と国民生活センターにおいて、以下のような注意喚起を行っていく予定であり、現在準備中である。

## 1. 消費者庁によるチラシの作成・配布等

主に高齢者を念頭に、最低限気をつけてほしい点を周知するチラシを作成し、全国の消費生活センターや消費者団体に配布し、周知・啓発について協力を依頼する予定である。

また、消費者庁ウェブサイト内に関係する情報を整理したページを作成し、チラシや制度の説明等の情報を掲載する予定である。

いずれも、5月中に実施する予定である。

## 2. 国民生活センターによる注意喚起

国民生活センターから、ウェブサイト上で消費者向けに、今回の制度改正の内容（特に消費者保護のための措置）とそれを踏まえた消費者へのアドバイス等を含む注意喚起を行う予定である。（5月中）

# 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) (抜粋)

## 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

### 3 適正な取引の実現

#### (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

(中略)

商品先物については、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。

(中略)

このほか、仕組みが複雑である、内容が分かりにくい、損失が生じた場合に高額になる、適正な価格が判断しづらいなどのリスクの高い取引(例えば商品などの先物取引)については、所管省庁の取組に加え、必要に応じ、消費者庁においても、国民生活センターと連携し、取引の際にはリスクについて十分な理解が必要であるなど、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。